

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和3年9月15日(水) 午前10時開議  
議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

議案第102号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定について

議案第103号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

---

○出席委員 7名

総務生活委員会	武藤 猛 委員長
	大内 聖 仁 副委員長
	山田 恵 子 委員
	北原 祐 二 委員
	清水 健 司 委員
	弓削 仁 一 委員
	大久保 清 美 委員

---

○欠席委員 1名 山形 由美子 委員

---

○委員外議員 0名

---

○説明のため出席した者

総務部	高田 晃 一 総務部長
	坂場 信 二 総務部参事兼総務課長
	磯崎 一 宏 市民税課長
	前橋 大 介 総務課長補佐兼文書法制係長
	鈴木 寿 和 市民税課長補佐兼係長
市民生活部	海埜 敏 之 市民生活部長
	白土 光 伸 市民生活部副部長
	友部 修 平 市民課長
	鈴木 泉 美 市民課長補佐兼係長

---

○事務局職員出席者

議会事務局 岩 崎 龍 士 局長  
永 井 四十三 次長  
佐 藤 ゆかり 主幹

# 総務生活委員会

令和3年9月15日(水)

午前10時 開会

○武藤委員長 これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案2件です。

審査の進め方につきましては、議案番号順に議案の説明、質疑、討論、採決という流れで審査したいと思っております。以上のように委員会を進めていきたいと思っておりますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第102号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。高田総務部長。

○高田総務部長 おはようございます。議案第102号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明をいたします。

今回、令和3年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係する規定の整備をするため、所要の改正を行おうとするものであります。

主な改正点につきまして、本日お配りさせていただきましたひたちなか市市税条例の一部改正についての資料に基づき説明をしたいと思います。

それでは、資料の1ページをご覧ください。今回は、個人住民税の改正が2点となっております。

まず、1点目の個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しであります。この見直しにつきましては、個人住民税均等割、所得割の非課税限度額算出のための扶養親族の対象から障害者や留学生などを除き、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除く取扱いとする見直しを行うものであります。

資料の扶養控除における見直しのイメージの図面をご覧ください。上の楕円が見直し前でありまして、扶養控除の適用対象として、16歳以上の全ての人を対象となっていることを表しております。矢印の下の楕円が見直し後であります。楕円中の白抜きの箇所が適用対象から除外された30歳以上70歳未満の国外居住親族を表しております。白抜きに囲まれました障害者、学生、送金受領者の楕円は、30歳以上70歳未満の国外居住親族であっても除外の対象とはならない扶養親族の対象となることを示しております。

続きまして、2点目として、資料の裏面になりますが、医療費控除の特例、セルフメディケーション税制の延長についてであります。医療費控除の特例、セルフメディケーション税制は平成30年度に開始をされまして、健康の維持増進や疾病予防への取組を行っている個人を対象として、一定の医療用から転用された医薬品を1万2,000円を超えて購入する場合、最大で8万8,000円の控除を受けられるというものであり、令和4年度までとされていた適用期限を令和9年度までとするものであります。

資料一番下の本特例措置を利用するときのイメージは、2万円分の対象医薬品を購入した場合の事例でありまして、この場合1万2,000円を超えた8,000円が課税所得から控除さ

れることとなり、所得税、住民税において税率に応じた減税効果が得られることを説明した図となっております。

今回の改正につきましての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○武藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第103号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。海埜市民生活部長。

○海埜市民生活部長 それでは、市民生活部所管の議案第103号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

まず、条例制定の理由につきましてですけれども、これまで個人番号カードの再交付手数料は市の手数料条例において額を定めて徴収してまいりました。しかし、このたび行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されまして、個人番号カードの発行を行う地方公共団体情報システム機構が手数料を定め、徴収する主体となることになりました。市は機構との委託契約により徴収事務を行うということになりまして、独自に手数料を定める必要がなくなったということから、個人番号カードの再発行に係る手数料の規定を削除しようとするものであります。

議案書を開いていただきまして、右側、3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。左側が旧の表となりますけれども、そちらの表中、その他の欄、中段になります。アンダーラインの部分でございますけれども、「（3）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」から始まる全ての行ですね、その行を全て削除しまして、その下の（4）の部分（3）に繰り上げるというものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○武藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○武藤委員長 次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

12月定例会までに行う所管事務調査の案件についてご意見をお願いいたします。

意見ないようですね。それでは、次回の定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件については正副委員長にお任せいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 それでは、開催する場合は予定通知にて連絡いたします。

日程だけ、1週間の範囲でちょっと決めたいと思うんですが、10月18日の週で予定のほうを組みたいと思うんですが、大丈夫ですか。それでは、18日の週ということで、予定のほうだけ入れておいてください。よろしくをお願いします。

次に、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

継続調査申出書(案)を配付します。

(資料配付)

○武藤委員長 閉会中の継続調査申出について、事務局職員に説明させます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、このような形で提出したいと思います。説明は以上でございます。

○武藤委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申出につきまして、何かご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 異議なしと認め、以上のように、閉会中の継続調査申出を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 本日遅刻者がおりましたので、何かありましたら発言を。大内聖仁委員。

○大内(聖)委員 申し訳ございません。自分の事情で時間に遅れ、審議にご迷惑かけたこと、全体的に時間に遅れてしまったこと、大変申し訳ございませんでした。気をつけます。失礼しました。

○武藤委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 それでは、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時13分 閉会